

県営住宅における入居者資格（同居親族要件）の廃止について

1 要旨

公営住宅の入居者資格のうち、同居親族要件については、平成23年に公営住宅法上廃止された。これは、法の枠組みを外した上で、各自治体が条例で定めることができるよう規定の廃止（※1）を行ったものである。

法改正を受けて、平成23年12月5日付本審議会において、「現行の同居親族要件は維持することが妥当である」との答申により、本県では同居親族要件を維持しているところであるが、近年の若年単身世帯を含む単身世帯の増加傾向を踏まえ、住宅に困窮する若年単身世帯が県営住宅へ入居できるよう、同居親族要件を廃止するものである。

※1 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年法律37号）（第1次一括法）により改正

2 改正方針 入居者資格を規定している福岡県営住宅条例第6条を改正

令和5年4月1日以降の新規申込者から同居親族要件を廃止

※60歳以上の高齢者、障がい者等でなくても単身世帯での入居が可能となる。

3 入居者資格（同居親族要件）を廃止する理由

項目	理由
1 単身世帯の増加	○県営住宅の入居資格から除外されていた若年単身世帯を対象とすることで、近年の社会情勢に寄り添った県営住宅の供給ができる。
2 住宅セーフティネットとしての役割を果たす	○住宅に困窮する就職氷河期世代等の若年単身世帯に県営住宅を供給し、住宅セーフティネットとしての役割を果たす。
3 世帯規模の縮小	○令和2年国勢調査によると、本県の1世帯当たりの人員は2.15人で、前回調査（H27）から0.11人減少し、世帯規模の縮小が年々続いている。一方で、県営住宅の一般世帯向け住宅（3DKなど）の空き家が増加している。
4 団地自治会運営の円滑化	○高齢化している団地内に若年世帯が入居することで、団地自治会の担い手不足の解消にもなる。
5 国からの技術的助言（R4.3.31国住備第516号）	○住宅に困窮する低額所得者に対して的確に公営住宅が供給されるよう同居親族要件の廃止又は一部廃止を検討するよう求められていること

4 入居者資格（同居親族要件）廃止による影響への対策

○高齢者、障がい者等の入居機会の確保

若年単身世帯の入居希望が増加すると、高齢者、障がい者等の入居機会が減少することが懸念される。既に実施している高齢者、障がい者等への倍率優遇措置（二つの抽選番号を付与）に加え、単身世帯でも入居できる一般世帯向け住宅（3DKなど）の対象戸数を増やすことや、常時募集を拡充していくことで入居機会を確保する。

5 関連データ

○ 県営住宅入居世帯の推移（平成30年度～令和4年度）（単位：世帯、%）

	H30	R1	R2	R3	R4	H30-R4
入居世帯数	24,712	24,279	23,596	23,128	22,833	▲1,879
うち単身世帯	8,958	9,112	9,145	9,255	9,372	+414
単身世帯の占める割合	36.2	37.5	38.8	40.0	41.0	+4.8

○ 県営住宅入居申込者の世帯構成の推移（平成29年度～令和3年度）（単位：世帯、%）

	H29	H30	R1	R2	R3	H29-R3
単身世帯	927	896	855	960	943	+16
割合	20.6	22.2	29.3	31.9	30.5	+9.9
2～4人世帯	3,444	3,011	1,987	1,969	2,047	▲1,397
割合	76.6	74.5	68.2	65.4	66.3	▲10.3
5人以上世帯	124	134	72	80	97	▲27
割合	2.8	3.3	2.5	2.7	3.2	+0.4

6 他都道府県、政令市の対応

○令和4年3月31日国住備第516号「公営住宅への入居者資格について」別紙1より（高齢者、障がい者、過疎地域等以外の若年単身者等向けの入居者資格の設定状況）

（令和4年2月20日時点）

	他都道府県（46）	政令市（20）
同居親族要件なし	7	0
一部同居親族要件なし	12	7
同居親族要件あり	27	13

7 今後の予定

- ・令和4年12月 12月議会 条例改正案上程
- ・令和5年1～3月 改正内容の周知
- ・令和5年4月 改正条例施行